

国税庁長官
薄井信明 殿

要 望 書

平成11年5月19日

全国青年税理士連盟
会長 谷本 弘
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-12

電話 03-3354-4162

税務職員の退職時における顧問先の斡旋行為、及び在職中における顧問先の予約行為を即刻止めさせることを要望します。

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士をもって組織されている団体であり、真に国民から信頼される税理士制度確立のための活動を行っております。

さて、当連盟では、従来から問題となっております退職国税職員の顧問先斡旋行為及び顧問先予約行為（いわゆる「天下り」）については、健全な税理士制度の発展を阻む重大な問題であると認識し、従前より監視を続けてまいりました。本年4月7日の毎日新聞の報道にもありますように、今なおお税務調査をきっかけとしたり、優良法人認定に絡めて組織的に顧問先の斡旋・予約行為が行われていることは明らかです。

加えて、このことは東京税理士会の会員アンケート調査の結果や、当連盟会員へのアンケート調査等からも十分に窺い知ることができます。資料を添付しますのでご覧下さい。

また、一昨年10月に脱税工作を行った国税OB税理士と、それに荷担した統括国税調査官3名が、それぞれ贈賄罪・加重収賄罪で逮捕、起訴されるという事件が起きました。国税OB税理士と現職調査官の構造的な癒着を生み出す退職国税職員への顧問先斡旋・予約行為がこの事件の背景にある原因の一つとなっているものと考えられます。

税務調査を免除する等、課税行政の「裁量」に影響力があることを暗に匂わせて、税務職員の退職後に顧問として迎えることを要請・勧誘することは、公権力の不当な行使に他なりません。これを看過するのであれば、課税の公平を歪め、癒着行政を助長し、国民の納税意欲を著しく減退させるに違いありません。適正な申告納税制度の実現には、国民の信頼に足る課税庁の正々堂々たる姿勢が絶対必要です。

国民の税理士制度に対する信頼を損ない、税務行政に対する不信と疑惑を抱かせることとなる、税務職員の退職時における顧問先の斡旋行為及び在職中における顧問先の予約行為を即刻止めるよう、また止めさせるよう、当連盟は強く要望いたします。

以上



京都・下京と大阪・吹田の
両税務署が、優良申告法人に

顧問先あっせん

税務署

OB優遇はダメ

指定した企業に国税局OBの
税理士を顧問として押しつけ
ていた問題に絡み「全国青年
税理士連盟」事務局・東京都
約3200人は19日、国税庁
にOB税理士の顧問先あっせ

んを中止するよう要望した。
同連盟は、国税局OBでは
なく税理士試験に合格した若
手を中心に、要望書は「国民
の税理士制度に対する信頼を
損ない、税務行政への不信と
疑念を抱かせることとなる顧
問先あっせん行為を即刻やめ
させるよう要望する」として
いる。【岩崎日出雄】

「信頼損なう」若手の税理士
連盟が中止要望